

<< 作品応募者は応募前に必ず読んでください >>

2026年度から応募料の支払い方法が以下の方法のみとなりますので、ご確認のうえ応募ください。

- ① **支払い方法** 郵送・直接応募とも、下記のゆうちょ銀行の口座に個人単位でお支払いください。
郵便振替をご利用の方は、郵便局備え付けの「払込取扱票（青色）」をご使用ください。
- ② **送金先** 加盟者名/口座名義：滋賀県芸術文化祭
【郵便振替】口座番号：00930-2-214117
【口座振込】金融機関：ゆうちょ銀行 ○九九店 当座0214117
- ③ **応募料の支払い方法**
出品申込書 兼 審査結果通知書の「**応募料支払日**」の欄に日付をご記入ください。
また【郵便振替】をご利用の方は、下記記入方法を参照のうえ、事前に郵便局で払込を済ませた後「振替払込受領証」（※コピーでも可）を作品に同封して郵送、または直接応募時に持参ください。
- ④ **【郵便振替】利用時の「払込取扱票」の記入方法** 下記を参照ください。

「払込取扱票」記入方法

窓口でもATMでもご利用いただける用紙です。
※応募数の合計金額を記入ください。

出品料	@700円 × 出品数
一般	@700円 × 出品数
減免対象者	@350円 × 出品数

ご依頼人欄へ「住所・名前・電話番号」を必ず記入ください

1：応募作品の著作権、未発表等の確認について

- 応募作品は、応募者本人が著作権を有し、Web上の公開も含めて未発表の作品であること
- 画像生成AIによって制作した作品（作品の一部に使用でも）は応募できません。

2：二重応募・既発表作品について

- 以下の項目に該当する場合は二重応募・既発表とみなします。
 - ・公私を問わず諸団体又は個人が発行する雑誌・広報・チラシ・PR紙などに掲載された作品（Web上含む）
 - ・他の展覧会・コンテスト（Web上を含む）に応募中または応募予定の作品
 - ・過去にコンテスト等に入賞・入選した作品および類似した作品
- ただし、以下の場合には未発表と判断します
 - ・応募者本人のWeb上・SNSに掲載した作品
 - ・応募者本人の制作による営利目的でない写真集、個人やグループによる審査のない展覧会に出品した作品、そのための案内に掲載された作品（作品集も含む）（Web上への掲載も同様）

3：同一類似作品とは、以下に相当する作品のことを指し、既発表作品とみなします

- ・同一画像から制作したもの。（デジタルデータ、フィルムとも、以下同様）
- ・同一画像からトリミングを変えたり、処理・加工方法を変えて制作したもの
- ・同一画像でなくても、類似した画像から上記処理を行ったもの
- ・単写真と同一または類似の画像を含む組写真

※1 1～3項記載事項を応募者本人が確認したうえでの応募であることを示すため、一次応募では出品申込書の右上欄（応募日付左下）の にチェックを入れてください。

※2 入選展示作品の搬入に当たってはこの注意書き2ページ・10項目の通りに記載ください

4：応募作品の法律上の問題について

P2/2

- 他人が権利を有する著作物が写っている場合、または他人の肖像が写っている場合は、その著作物の権利者またはその肖像ご本人（未成年の場合は保護者）から事前に承諾を得たうえでご応募ください。
- 作品展示による肖像権や他人の権利に関する問題が発生した場合、主催者は一切の責任を負いません。応募者の責任および負担において、その一切を解決するものとします。
- 応募作品に以下の内容が含まれる場合、主催者判断で選外とする場合があります。
 - ・ 法律を侵害する、または名誉を毀損する内容や公序良俗・モラル等に反する内容
 - ・ 犯罪と考えられる、民事責任の原因となる、もしくはその他の方法で法律に違反するような行動となる内容、またはそのような行動を助長する内容
 - ・ 製品やサービスを販売促進するような営利的内容
 - ・ 作品制作にあたり、動物に危害を加えたり、操ったりしている内容
 - ・ 第三者（個人・法人を問わない）の著作権、登録商標、契約上の権利またはその他知的所有権、また、プライバシーや知名度に関する権利を侵害する内容

5：応募規定違反作品が判明した場合の対応について

- 応募規定違反の作品が発見された場合は、主催者の判断で、展覧会終了後であっても入賞・入選を取り消し、賞・賞金・授与されたもの全ての返還を要請します。また、この場合は出品料の返却は行いません。
- 返還に伴い発生した一切の費用は応募者の負担となります。

6：入賞・入選作品の著作権について

- 入賞・入選作品の著作権は応募者に帰属します。
- 主催者は入賞・入選者の氏名および作品名を公表する権利を有します。
- 主催者は展覧会の告知、宣伝、広報誌等への掲載（Web上を含む）を目的とした範囲で、入賞作品を入賞者の許諾を要することなく、無償で使用する権利を有します。この場合紙面（誌面）のレイアウト等により入賞者の許諾を要することなくトリミングや一部切取りをする場合があります。

7：一次応募作品の余白・余黒の必要性について

- 一次応募作品（A4）の余白3mm以上は作者の作画意図（どの範囲を作品として見せるか）を明確に示すものですので必ず設けてください。（余黒も同様とします）
- 画面の白または黒との境界が分かりにくい場合は線で境界を示してください。

8：18歳未満の方の応募における減免申請と保護者の同意について

- 18歳未満で減免申請をされる方は、出品申込書（別紙）に生年月日を記入し、減免申請欄の にチェックを入れてください。
- 生年月日がわかる書類（学生証のコピー等）を持参し、作品と一緒にご提出ください。
- 18歳未満の場合は、保護者が応募に同意したうえで出品申込書の氏名欄右横の にレ点を入れてください。

9：二次応募作品作成時の注意事項

- 二次応募作品は一次応募作品と以下の点で相違がないか確認のうえ、搬入ください。
 - ・ **トリミング（作品の見える範囲）に差がないか？**
特に額の場合、表面のマット面で一次応募作品で見えていた部分が隠れてないか？
また、一次応募作品ではなかった画像が見えてないか？
 - ・ **色調（彩度も含めて）や濃度に差はないか？**
 - ・ **上記問題解決のため、一次応募と同一作品をお手元に保存し確認後に搬入ください。**
- 額装やパネル貼りについての注意
 - ・ 作品は額装やパネル貼りも含めた全体が審査の対象となりますので、作者の意図しない作品表面の凹凸・傷やマット紙の剥がれ・浮きがないか等確認下さい。

10:二次審査用出品票の確認と自筆サインの記載

- 入選展示作品の搬入にあたっては、二次審査用出品票下部にある内容を確認の後、○印をつけ自筆サインを入れて搬入ください。